

様式 3 - 1

雲南市地域特産品流通販売促進施設（展示販売場・サービス場）

指 定 管 理 者 仕 様 書

令和 2 年 1 2 月
雲 南 市

雲南市地域特産品流通販売促進施設（展示販売場・サービス場）（以下「促進施設」という。）の指定管理者が行う業務の内容及びその範囲等は、この仕様書による。

1 目的

本仕様書は、促進施設の指定管理者が行う業務の内容及びその他について定めることを目的とする。

2 施設の概要

(1) 名 称 雲南市地域特産品流通販売促進施設（展示販売場・サービス場）

(2) 所 在 地 雲南市掛合町掛合1800番地2

(3) 建 物 概 要

建設年月日	昭和63年3月
構 造	木造平屋建瓦葺
敷地面積	4,534㎡
建築面積	523.68㎡
延床面積	448.00㎡

(4) 主な施設内容

ア 展示販売場	196㎡（休憩室、事務室、倉庫）
イ サービス場	176㎡（調理室、パントリー、食品倉庫、実演室等）

3 休館日

指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

ただし、指定管理者が必要と認めるときは、市長の承認を得て、臨時に開館又は休館することができる。

4 開館時間

指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

ただし、指定管理者が必要と認めるときは、市長の承認を得て、臨時に開館時間の延長又は短縮することができる。

5 業務内容

(1) 「雲南市地域特産品流通販売促進施設条例」第1条の設置目的に沿った事業の実施に

関すること

自主事業

- (ア) 自主事業に関する基本的な考え方
 - ・ 指定管理者は、自主事業として自らの予算において、積極的に提案・実施するものとする。なお、自主事業の実施により収入（収益）が発生した場合は、その収入（収益）は指定管理者の収入となる。
- (イ) 自主事業の内容
 - ・ 原則として促進施設の目的に添ったものであること。
- (ウ) 対象となる施設・時間
 - ・ 促進施設のうち展示販売場・サービス場の全館
 - ・ 開館時間中
- (エ) 自主事業実施における留意点
 - ・ 自主事業の内容は、毎年度事前に報告するものとする。
 - ・ 事業計画と異なる事業を実施する場合は、事前に市と協議すること。

(2) 施設の管理に関すること。

ア 管理業務

- (ア) 管理業務に関する基本的な考え方
 - ・ 促進施設の利用が雲南市地域特産品の生産を奨励し、当該特産品の流通販売の拡大を図るものであること。
- (イ) 管理業務の内容
 - ・ 利用許可申請等の受付・利用許可等
 - ・ 利用料金の徴収（還付）・減免
- (ウ) 対象となる貸館施設及び時間

貸館施設	貸出時間
展示販売場・サービス場	「4. 開館時間」と同じ
機械・器具等設備	
電気自動車急速充電器	「4. 開館時間」と同じ

- (エ) 利用料金等
 - ・ 利用料金については、雲南市地域特産品流通販売促進施設条例別表に定める範囲内で定めるものとする。
 - ・ 使用料金の徴収方法は前納とする。ただし、市長が特に必要と認めたときは後納させることができる。
 - ・ 自主事業及び減免許可の場合を除き、決められた金額を徴収すること。

(オ) 業務を行う上での注意点

- ・ 促進施設の利用受付業務には、適宜職員を配置し、利用者が施設利用していく上で、必要な指導助言を行い、不備の無いようにすること。
- ・ 各許可申請等の処理は遅滞なく、利用料金の収納漏れ等無いようにすること。

イ 施設及び設備の管理に関する業務

(ア) 建築物、付属設備の管理運営業務

- ・ 促進施設の適切な運営のため、指定管理者は設備等に関する保守点検、管理・清掃を行なうこと。
- ・ 施設の運営に支障をきたさないよう建築物、付属設備の清掃・保守点検を行うこと。また、雨漏り、壁のひびなどの、施設を管理する上で重大な不具合が発生したときは、速やかに市に報告を行うこと。

(イ) 備品等の保守管理

- ・ 施設の運営に支障をきたさないよう事務備品等の保守、管理を行うこと。
- ・ 破損、不具合等が発生したときは、市に報告の上対応すること。

(ウ) その他促進施設の管理運営業務

- ・ 雲南市掛合交流の館で使用した光熱費は、施設へ直接請求されないことから促進施設を管理する者（指定管理者等）が雲南市掛合交流の館を管理する者（指定管理者等）へ相当額を請求すること。
- ・ 施設内の秩序を維持し、事故、盗難・破壊等の犯罪及び火災等の災害の発生を予防し、利用者の安全を図るよう心がけること。
- ・ 指定管理者は、災害などの発生に対応できるよう、防災、防犯マニュアルを整備し、従事者に周知し訓練を行う等緊急時の対応について十分な対策を講じること。また、促進施設を地域住民の避難場所と市が判断した場合は、指定管理者はこれに協力すること。

6 経費等について

管理運営に係る経費については、原則的に、貸館による利用料金によって執行するものとする。

(1) 管理口座

経費については、団体自体の口座とは別の口座によって管理すること。

(2) 精算及び事業報告

会計年度終了後60日以内に、次の事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの事業報告書を提出し

なければならない。

- ・ 促進施設の業務の実施状況及び施設の利用状況
- ・ 促進施設の利用に係る料金収入の実績
- ・ 促進施設の業務に係る経費の収支状況
- ・ 促進施設の事業（自主事業）に係る経費の収支状況
- ・ 上記事項のほか、促進施設の業務の実態等を把握するために必要な事項

(3) 経理事務

指定管理者は、帳簿等を管理し適切なる経理事務を行うこと。

(4) 検査

市は必要に応じて、施設、物品、各種帳簿等の現地検査を行う。

7 物品等の帰属

指定管理者が、指定期間中に管理経費により購入した物品については雲南市の所有に属するものとする。

8 協議

指定管理者は、この仕様書に規定するもののほか、指定管理者の業務の内容及び処理について疑義が生じた場合は、市と協議し決定する。

9 業務実施するにあたっての注意事項

業務を実施するにあたっては、「公の施設」であることを念頭に置き、公正・公平な運営を図ること。（地方自治法第244条を参照のこと）